

学校法人 滝川学園 評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、評議員報酬に関する事項を定める。

(評議員報酬の意義)

第2条 この規程において評議員報酬とは、学園が評議員に対し、評議員としての業務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬の決定)

第3条 評議員報酬は理事長が決定する。

(支 給)

第4条 評議員報酬は月額とし、毎月25日に支給する。ただし、25日が休日に当たるときはその前日とする。

2 評議員報酬の金額は別表のとおりとする。

(控 除)

第5条 評議員報酬から控除されるものは、所得税とする。

(手 当)

第6条 評議員会に出席した場合、実費相当分の交通費を支給する。

(兼務評議員)

第7条 専任教職員には評議員報酬は支給しない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(施 行)

第9条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

平成31年4月1日改正

令和2年4月1日改正

別表

役職名	報酬月額
評議員	20,000円